

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
規 則	
○北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則..... (税務課)	2
○北海道核燃料税条例施行規則..... (税務課)	2
○北海道林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則..... (林業振興課)	5

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則 (規則第97号)

1 趣旨

北海道核燃料税条例の施行期日を定めるため、この規則を制定することとした。

2 内容

北海道核燃料税条例 (平成14年北海道条例第68号) の施行期日は、平成15年9月1日とすることとした。

北海道核燃料税条例施行規則 (規則第98号)

1 趣旨

北海道核燃料税条例 (以下「条例」という。) の制定に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 申告書及び修正申告書の様式は、別記第1号様式とすることとした (第2条関係)。
- (2) 条例第7条第1項に規定する申告納付の期限の指定を受けようとする者は、同項に規定する申告納付の期限の15日前までに、別記第2号様式の申請書を知事に提出しなければならないこととした (第3条第1項関係)。
- (3) 知事は、(2)の申請書の提出があったときは、これを審査の上、申告納付の期限を指定するかどうかを決定し、その旨を別記第3号様式の通知書により申請した者に通知することとした (第3条第2項関係)。
- (4) 更正等の通知は、別記第4号様式の通知書により行うものとする (第4条関係)。
- (5) 賦課徴収については、前記(1)から(4)までに掲げるもののほか、北海道税条例施行

規則の定めるところによることとした (第5条関係)。

3 施行期日

この規則は、平成15年9月1日から施行することとした。

北海道林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第99号)

1 趣旨

林業改善資金助成法等の改正にかんがみ、林業改善資金の貸付対象資金及び貸付対象者等について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) これまでの林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金を廃止して林業改善資金とすることとした (第1条関係)。
- (2) 林業改善資金の貸付対象資金については、次のとおりとすることとした (第2条関係)。
 - ア 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
 - イ 造林に必要な資金
 - ウ 立木の取得に必要な資金
 - エ 立木を伐採し、又は木材の運搬を行うのに必要な資金
 - オ 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - カ 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - キ 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金
 - ク 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
 - ケ 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金
 - コ 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金
 - サ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - シ アからサまでに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他

8月は北方領土返還要求運動強調月間です。

の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金

- (3) 林業改善資金の貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の償還期間（据置期間を含む。）は15年以内、据置期間は3年以内とすることとした（第2条第2項関係）。
- (4) 貸付金の償還方法は、均等年賦償還の方法によることとした（第2条第3項関係）。
- (5) 一林業従事者等が木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合における貸付金の限度額を1億円とすることとした（第3条関係）。
- (6) 林業改善資金の貸付対象者として木材産業に属する事業を営む者及び木材産業に属する事業を営む者の組織する団体を加えることとした（第4条関係）。
- (7) 貸付資格の認定を受けようとするものは、林業改善資金貸付資格認定申請書を森林組合長の長及び森づくりセンター長を経由して知事に提出しなければならないこととした（第5条関係）。
- (8) 貸付資格の認定を受けたものが道から林業改善資金の貸付けを受けようとするときは、貸付申請書を知事に提出しなければならないこととした（第9条関係）。
- (9) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成15年8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第97号

北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則

北海道核燃料税条例（平成14年北海道条例第68号）の施行期日は、平成15年9月1日とする。

北海道核燃料税条例施行規則をここに公布する。

平成15年8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第98号

北海道核燃料税条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道核燃料税条例（平成14年北海道条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申告書等の様式）

第2条 条例第7条第1項に規定する申告書及び同条第2項に規定する修正申告書は、別記第1号様式によるものとする。

（申告納付期限の指定申請等）

第3条 条例第7条第1項に規定する核燃料税の申告納付の期限の指定を受けようとする者は、同項に規定する申告納付の期限の15日前までに、別記第2号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、申告納付の期限を指定するかどうかを決定し、その旨を別記第3号様式の通知書により申請した者に通知するものとする。

（更正等の通知書）

第4条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第276条第4項の規定による核燃料税の更正若しくは決定の通知、法第278条第4項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第279条第4項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、別記第4号様式の通知書により行うものとする。

（賦課徴収）

第5条 核燃料税の賦課徴収については、前3条に定めるもののほか、北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の定めるところによる。この場合において、同規則第6条第1項ただし書中「及び道固定資産税」とあるのは「、道固定資産税及び核燃料税」と、同規則第26条第4号中「第119条」とあるのは「第119条並びに北海道核燃料税条例（平成14年北海道条例第68号）第7条及び第8条」とする。

附 則

1 この規則は、平成15年9月1日から施行する。

2 北海道核燃料税条例施行規則（平成10年北海道規則第120号）は、この規則の施行後も、北海道核燃料税条例（平成10年北海道条例第1号）附則第5項の規定により同条例がなおその効力を有することとされる限りにおいて、なおその効力を有する。

別記第1号様式（第2条関係）



核燃料税申告書
修正申告書

年 月 日		発電用 原子炉 設置者	所在地			
			名称			
			代表者氏名	⑩		
			担当部課名 担当者氏名 電 話 (局 番 内線)			
北海道知事 様						
区 分			課 税 標 準 額	税 率	税 額	
申告 納付	申告 額		円		円	
修正 申告 納付	修正申告額①					
	既に納付の確定した額②					
	差引増差額①-②					
備 考						

処 理 事 項	発 信 年 月 日		精 査 検 算	摘要
	通信日付印	確 認 印		

注意 1 この申告書には、付表の「課税標準に関する明細書」を添付して提出してください。
2 欄は、記載しないでください。

付表

課税標準に関する明細書

発 電 用 原 子 炉		設置場所			
		名 称			
核燃料の発電用原子炉への挿入年月日		年 月 日 (北海道核燃料税条例第 3 条第 2 項第 号該当)			
課 税 対 象 核 燃 料 (新規挿入分)			課 税 対 象 外 核 燃 料		核 燃 料 の 合 計 体 数
核 燃 料 の 単 価 ①	核 燃 料 の 体 数 ②	核 燃 料 の 価 額 (課 税 標 準 額) ①×②	再挿入分の 核燃料の体 数 ③	既挿入分の 核燃料の体 数 ④	
円	体	円			
合 計			体	体	体

別記第2号様式（第3条関係）

受付印		核燃料税の申告納付期限の指定申請書	
		年 月 日	
北海道知事 様		所在地	
		申請者 名 称	
		代表者氏名 ㊟	
次のとおり申告納付の期限の指定を受けたいので申請します。			
発 電 用 原 子 炉	設 置 場 所		
	名 称		
核燃料の発電用原子炉への挿入年月日	年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)		
申 告 納 付 期 限	年 月 日		
指定を受けようとする申告納付期限	年 月 日		
申告納付期限の指定を受けようとする理由			
処 理 事 項	発 信 年 月 日	摘要	
	通 信 日 付 印	確 認 印	
注意 欄は、記載しないでください。			

別記第3号様式（第3条関係）

核燃料税の申告納付期限の指定等通知書		
年 月 日		
所在地		
名 称 様		
北海道知事 ㊟		
年 月 日申請のありました申告納付の期限について、次のとおり指定したので、通知します。		
発 電 用 原 子 炉	設 置 場 所	
	名 称	
核燃料の発電用原子炉への挿入年月日	年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)	
申 告 納 付 期 限	年 月 日	
指定した申告納付期限	年 月 日	
申告納付期限を指定しない理由		
教 示		
この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。		

別記第4号様式（第4条関係）

（表）

更正
核燃料税決定通知書兼納付告知書
加算金決定

年 月 日

所在地
名 称

様

北海道知事 印

更正
次のとおり決定したので、通知します。併せて納付すべき金額を納期限ま
加算金決定

でに納付書によって納めるよう告知します。（根拠法令 - 地方税法第 条、北海道
核燃料税条例第8条）

発 電 用 原 子 炉	設 置 場 所			
	名 称			
核燃料の発電用原子炉 への挿入年月日	年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)			
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日	
区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額	
更 正 ・ 決 定 額 ①	円		円	
既に納付の確定した額 ②				
差引納付すべき税額① - ② ③				
区 分	算定の基礎税額	割 合	金 額	
過 少 申 告 加 算 金 ④	円		円	
不 申 告 加 算 金 ⑤				
重 加 算 金 ⑥				
納付すべき金額③ + ④ + ⑤ + ⑥	円	納期限	年 月 日	
納 付 場 所	北海道指定（収納代理）金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局			

裏面の注意事項等をお読みください。

（裏）

- 注意
- 1 納期限までに納めないときは、督促状が発付されます。
 - 2 納めるときは、差引納付すべき税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（この告知書による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
 - 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

教 示

この更正、決定又は加算金決定について、不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。

摘要 重加算金の「算定の基礎税額」欄は、差引納付すべき税額のうち、課税標準額の算定の基礎となるべき事実について隠ぺいし、又は仮装した部分に係るものを記載する。

北海道林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第99号

北海道林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
北海道林業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。
第1条中「林業改善資金助成法」を「林業・木材産業改善資金助成法」に、「林業改善資金助成法施行令」を「林業・木材産業改善資金助成法施行令」に、「林業改善資金助成法施

行規則」を「林業・木材産業改善資金助成法施行規則」に、「林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金（以下「林業改善資金」と総称する。）」を「林業改善資金」に改める。

第2条を次のように改める。

（林業改善資金の貸付対象資金、償還期間、据置期間及び償還方法）

第2条 林業改善資金は、法第7条第1項の認定（以下「貸付資格の認定」という。）を受けたものが当該認定に係る林業・木材産業改善措置（法第2条に規定するものをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。

- (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
 - (2) 造林に必要な資金
 - (3) 立木の取得に必要な資金
 - (4) 立木を伐採し、又は木材の運搬を行うのに必要な資金
 - (5) 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - (6) 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - (7) 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金
 - (8) 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
 - (9) 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金
 - (10) 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金
 - (11) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金
- 2 林業改善資金の貸付に係る資金（以下「貸付金」という。）の償還期間（据置期間を含む。）は15年以内、据置期間は3年以内とする。
- 3 貸付金の償還方法は、均等年賦償還の方法によるものとする。

第2条の2から第4条までを削る。

第5条の見出し中「合計額の限度」を「限度額」に改め、同条中「林業改善資金の貸付金

の合計額の限度は、」を「貸付金の限度額は、個人にあっては」に、「（会社）を「、会社」に、「その他」を「会社以外」に改め、「5,000万円」の次に「（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあっては、それぞれ1億円）を加え、同条を第3条とする。

第6条第1項中「借受者たる」を「借受者である」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同項第1号中「林業従事者たる」を「林業従事者である」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 木材産業に属する事業を営む者（資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあっては、300人）以下の会社若しくは個人に限る。）

(3) 前2号に掲げる者の組織する団体

第6条第1項第4号を削り、同項第5号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同号を同項第4号とする。

第6条第2項中「借受者たる」を「借受者である」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であって、実体的活動を現に行っているもの又は近い将来において行うことが確実であるものであること。

第6条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

（貸付資格の認定申請）

第5条 貸付資格の認定を受けようとするものは、林業改善資金貸付資格認定申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。この場合においては、申請しようとするものの住所地又は所有地をその地区内に含む森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第1項第2号の事業を行う事業協同組合で林業従事者等の組織するもの（以下「森林組合等」という。）の長（以下「組合長」という。）及び住所地又は所有地を所管する森づくりセンターの長（森林組合等がない場合にあっては、住所地又は所有地を所管する森づくりセンターの長）を経由してしなければならない。

（貸付資格の認定）

第6条 知事は、前条に規定する認定申請書の提出があったときは、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付資格を認定することが相当であると認めたときは、林業改善資金貸付資格認定書（別記第2号様式）を申請者に交付し、認定しない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第7条中「する者」を「するもの」に改める。

第8条中「者」を「もの」に改める。

第9条を次のように改める。

(貸付けの申請)

第9条 貸付資格の認定を受けたものが道から林業改善資金の貸付けを受けようとするときは、貸付申請書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。第5条第1項後段の規定は、この場合について準用する。

第10条第1項中「前条第1項」を「前条」に、「法第8条の規定に該当するかどうか」を「その内容」に改め、同条第2項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第11条中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第12条の見出し中「事業の実施及び」を削り、同条第1項及び第3項を削り、同条第2項中「者」を「もの」に、「目的たる」を「目的である」に、「20日」を「30日」に、「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条とする。

第5条第1項後段の規定は、この場合において準用する。

第13条及び第16条中「者」を「もの」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第5条関係)

林業改善資金貸付資格認定申請書
(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

年 月 日

北海道知事 様

住 所
氏名又は名称及
び代表者氏名
電 話 番 号 ()

北海道林業改善資金貸付規則第5条第1項の規定により、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

注 林業・木材産業改善措置に関する計画書(別紙)を添付すること。

(別紙)

その1

林業・木材産業改善措置に関する計画書(個人用)

1 計画期間 年度～ 年度

2 家族構成等

氏 名	続 柄	年 齢	林業・木材産業従事日数	林業・木材産業外従事日数	目標年の状況

注 林業又は木材産業に係る後継者は、氏名の前に○印を記入すること。

常時雇用の従業者数	人	臨時雇用の従業者数	人
-----------	---	-----------	---

3 経営規模

(1) 森林経営の現況

所有森林面積		ha
人 工 林	樹 種 名	
		ha
		ha
		ha
天然林		ha

(2) 事業の現況

	年 度	年 度	年 度
木 材 取 扱 量	m ³	m ³	m ³

注 過去3か年の立木、素材、製材等の取扱量を立木換算で記入すること。

4 直近の経営状況

(1) 申請者の能力及び経営力を背景とした生産及び損益 (金額単位: 千円)

項 目		過 去 3 年 間 の 平 均 実 績	
収入	項 目 単位		

注1 「収入」の欄は、林業・木材産業に係るものを記入すること。

2 「部門」の欄は林業・木材産業改善措置を行う部門（森林経営、造林、素材生産、木材加工等）を、「その他の部門」の欄は当該措置を行う部門以外のものを記入すること。

また、「部門」及び「その他の部門」の「生産量」の単位は、それぞれに対応した単位の名称を記入すること。

3 「支払利息」の欄は、林業・木材産業関係に係る借入金の利息を記入すること。

4 「その他の所得」の欄は、収入、給与、受取利息等の合計から林業・木材産

(2) 経営力を背景とした財務内容（資産負債バランス） （金額単位：千円）

保証債務		
------	--	--

2 「保証債務」の欄は、第三者のために債務保証をしている額及びその明細を記入すること。

(3) 経営上の特徴、工夫している点等

This is a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

(4) 経営上の課題

項 目		課 題 ・ 問 題 点
技術レベル		
品質・単価		
経営規模		
コスト		
方法		
費用		
そ の 他		

- 注1 「コスト」の欄は、生産コスト、販売コスト等を記入すること。
2 「方法」の欄は、生産方法、販売方法等を記入すること。
3 各項目別に具体的な内容を記入すること。

(5) 経営の改善点

- 注1 4の(4)の経営上の課題を踏まえ、その改善方法を具体的に記入すること。
2 新技術、新方式等を導入する場合は、その内容を具体的に記入すること。

5 林業・木材産業改善措置の具体的目標

項 目	現 状	目 標

- 注1 「項目」の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標（生産性、生産量、生産コスト、品質、販売コスト、販売量、売上高、年間雇用者数等）を記入すること。
2 「現状」及び「目標」の欄は、原則として数値を記入すること。

6 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

(1) 林業・木材産業改善措置の内容

項 目	内 容	単価 (A)	事業量 (B)	単位	計 (A)×(B)
事業名		円			円
機械・施設の購入					
立木の伐採					
立木の取得					
木材の搬出					
造林					

作業路の開設・改良					
特用林産物の栽培					
研修					
その他（ ）					
その他（ ）					
計					

注1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にわたる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 「内容」の欄は、当該林業・木材産業改善措置の内容を具体的に記入すること。

(1) 当該林業・木材産業改善措置の内容が機械・施設の導入の場合は、品目、メーカー名、規格・能力、更新・新規の別等を記入すること。

(2) 当該林業・木材産業改善措置の内容が立木の伐採、立木の取得等森林施業の実施に係るものである場合は、位置、現況（樹種別・林種別・齢級別の面積、蓄積等）等を記入すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。

(3) 当該林業・木材産業改善措置の内容が権原に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得を行うものである場合は、位置、取得対象立木等を記入すること。
また、取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図、木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

(4) 当該林業・木材産業改善措置の内容が特用林産物の栽培の場合には、栽培対象（しいたけ、なめこ、山菜等）ごとに区分して記入すること。

(5) 当該林業・木材産業改善措置の内容が研修の場合は、研修の名称（研修コース名）、研修を受ける機関等（氏名又は名称及び住所又は所在地）を記入すること。

3 「事業量」の単位の欄は、当該林業・木材産業改善措置に対応した名称を記入すること。

4 当該措置の内容を明らかにするため、必要に応じカタログ、写真等資料を添付すること。

(2) 林業・木材産業改善措置の実施時期

[illegible]

注1 全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置については当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置以外の措置についても必要に応じ記入すること。

2 6の(1)の林業・木材産業改善措置の項目、内容と整合を図って記入すること。

3 「項目」の欄は、6の(1)で記載した事業名を転記すること。

4 「年度別の事業量」の欄は、当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業の完了予定月日を（ ）書で記入するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記入すること。

5 「林業・木材産業改善措置の対象」の欄は、林業・木材産業改善措置として行う項目につき、○印を記入すること。

7 計画実行後の生産及び損益

(金額単位：千円)

[illegible]

4 直近の経営状況

(1) 申請者の能力及び経営力を背景とした生産及び損益

(金額単位：千円)

項 目		過 去 3 年 間 の 平 均 実 績	
林業・木材産業部門売上高	項 目	単 位	
部 門	生産量		
	売上高		
部 門	生産量		
	売上高		
その他 の部門	生産量		
	売上高		
計 (①)			
林業・木材産業部門売上原価 (②)			
林業・木材産業部門利益 (③ = ① - ②)			
その他部門売上高 (④)			
その他部門売上原価 (⑤)			
その他部門利益 (⑥ = ④ - ⑤)			
営業総利益 (③ + ⑥)			
販売管理費			
営業利益			
営業外損益			
経常利益			
特別損益			
税引き前当期損益			

注 「部門」の欄は林業・木材産業改善措置を行う部門（森林経営、造林、素材生産、木材加工等）を、「その他の部門」の欄は当該措置を行う部門以外のものを記入すること。

また、「部門」及び「その他の部門」の「生産量」の単位は、それぞれに対応した単位の名称を記入すること。

(2) 経営力を背景とした財務内容（資産負債バランス）

(金額単位：千円)

項 目	金 額	主 な 勘 定 内 訳
流動資産		預貯金 ()、売掛金 ()、受取手形 ()、 棚 卸 ()、その他 ()
固定資産		土 地 ()、建 物 ()、 その他 ()
繰延資産		
資産合計		
流動負債		短期借入金 ()、買 掛 金 ()、 支 払 手 形 ()、そ の 他 ()
固定負債		
資 本		資本金 ()、法定準備金 ()、 剰余金 ()、その他 ()

保証債務		
------	--	--

注1 直近の決算時の内容を記入すること。

2 「保証債務」の欄は、第三者のために債務保証をしている額及びその明細を記入すること。

(3) 経営上の特徴、工夫している点等

(4) 経営上の課題

項 目		課 題 ・ 問 題 点
技術レベル		
品質・単価		
経営規模		
コスト		
方法		
費用		
そ の 他		

注1 「コスト」の欄は、生産コスト、販売コスト等を記入すること。

2 「方法」の欄は、生産方法、販売方法等を記入すること。

3 各項目別に具体的な内容を記入すること。

(5) 経営の改善点

注1 4の(4)の経営上の課題を踏まえ、その改善方法を具体的に記入すること。

2 新技術、新方式等を導入する場合は、その内容を具体的に記入すること。

5 林業・木材産業改善措置の具体的目標

項 目	現 状	目 標

注1 「項目」の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標（生産性、生産量、生産コスト、品質、販売コスト、販売量、売上高、年間雇用者数等）を記入すること。

2 「現状」及び「目標」の欄は、原則として数値を記入すること。

6 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

(1) 林業・木材産業改善措置の内容

項 目	内 容	単価 (A)	事業量 (B)	単位	計 (A)×(B)
事業名		円			円
機械・施設の購入					
立木の伐採					
立木の取得					
木材の搬出					
造林					

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
作業路の開設・改良					
特用林産物の栽培					
研修					
その他（ ）					
その他（ ）					
計					

注1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にわたる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 「内容」の欄は、当該林業・木材産業改善措置の内容を具体的に記入すること。

(1) 当該林業・木材産業改善措置の内容が機械・施設の導入の場合は、品目、メーカー名、規格・能力、更新・新規の別等を記入すること。

(2) 当該林業・木材産業改善措置の内容が立木の伐採、立木の取得等森林施業の実施に係るものである場合は、位置、現況（樹種別・林種別・齢級別の面積、蓄積等）等を記入すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。

(3) 当該林業・木材産業改善措置の内容が権原に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得を行うものである場合は、位置、取得対象立木等を記入すること。
また、取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図、木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

(4) 当該林業・木材産業改善措置の内容が特用林産物の栽培の場合には、栽培対象（しいたけ、なめこ、山菜等）ごとに区分して記入すること。

(5) 当該林業・木材産業改善措置の内容が研修の場合は、研修の名称（研修コース名）、研修を受ける機関等（氏名又は名称及び住所又は所在地）を記入すること。

3 「事業量」の単位の欄は、当該林業・木材産業改善措置に対応した名称を記入すること。

4 当該措置の内容を明らかにするため、必要に応じカタログ、写真等資料を添付すること。

(2) 林業・木材産業改善措置の実施時期

項 目	年 度 別 の 事 業 量						林業・木材 産業改善措 置の対象
	年度 (月日)	年度	年度	年度	年度	年度	
事業名							

注1 全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置については当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置以外の措置についても必要に応じ記入すること。

2 6の(1)の林業・木材産業改善措置の項目、内容と整合を図って記入すること。

3 「項目」の欄は、6の(1)で記載した事業名を転記すること。

4 「年度別の事業量」の欄は、当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業の完了予定月日を（ ）書で記入するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記入すること。

5 「林業・木材産業改善措置の対象」の欄は、林業・木材産業改善措置として行う項目につき、○印を記入すること。

7 計画実行後の生産及び損益

(金額単位：千円)

[illegible]

	計 (①)										
林業・木材産業部門売上原価 (②)											
林業・木材産業部門利益 (③=①-②)											
その他部門売上高 (④)											
その他部門売上原価 (⑤)											
その他部門利益 (⑥=④-⑤)											
営業総利益 (③+⑥)											
販売管理費											
営業利益											
営業外損益											
経常利益											
特別損益											
税引き前当期損益											

注1 計画上最終の借入れを行う年の4年後まで(1年目に借入れを予定している場合は5年目まで、5年目に借入れを予定している場合は9年目まで)の計画について記入すること。
2 「過去3か年の平均実績」の欄は、4の(1)の内容を転記すること。

8 資金計画

費 用	資 金 内 訳			
	林業改善資金	自己資金	その他の資金	
(100%) 千円	(%) 千円	(%) 千円	(%) 千円	

注 「費用」の欄は、当該林業・木材産業改善措置に係る事業の費用を記入すること。

(参考) 既往借入金の状況 (年 月 日現在) (現在残高、単位:円)

借入先又は資金名	主な資金の用途	借入年月	現在残高	利率	償還期限	据置期間	償還方法
1		年 月		%	年 月	年 月まで	
2		年 月		%	年 月	年 月まで	
3		年 月		%	年 月	年 月まで	
		年 月		%	年 月	年 月まで	
合 計							

注1 林業・木材産業に係るもの以外についても記入すること。
2 「償還方法」の欄は、「元金均等」、「元利均等」又は「その他」と記入すること。

別記第2号様式 (第6条関係)

林業改善資金貸付資格認定書

年 月 日

(住所)

(氏名)

様

北海道知事

印

年 月 日申請の林業改善資金貸付資格については、北海道林業改善資金貸付規則第6条の規定により、認定します。

別記第3号様式 (第9条関係)

林業改善資金貸付申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

電 話 番 号

()

印

北海道林業改善資金貸付規則第9条の規定により、次のとおり林業改善資金の貸付けを受けたいので申請します。

種 類	償還期間	据置期間	資金交付希望日	借り受けようとする事業費及び申請額		
				事 業 量	事 業 費	申請額
	年	年	月 日		千円	千円

連 帯 債 務 者	住 所	氏 名	印	連 帯 保 証 人	住 所	氏 名

償 還 計 画									
1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目	9 年 目	10 年 目
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	担保物件				
償還額	償還額	償還額	償還額	償還額					
千円	千円	千円	千円	千円					

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
主たる事業所（場）の所在地	
設立時期（個人にあっては事業開始の時期）	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業者数	

注 団体にあっては、定款、規約等を添付すること。

別記第5号様式を削る。

別記第4号様式中

資 金				種 類			
借受者の氏名又は名称				住 所		郡市	町村 大字 番地
借 入 金 額		償 還 期 日	第 1 回	平成	年	月	日 千円
千円			第 2 回	平成	年	月	日 千円
			第 3 回	平成	年	月	日 千円
			第 4 回	平成	年	月	日 千円
			第 5 回	平成	年	月	日 千円

償 還 期 限	及 び 償 還 額
平成 年 月 日	第6回 平成 年 月 日 千円
	第7回 平成 年 月 日 千円
	第8回 平成 年 月 日 千円
	第9回 平成 年 月 日 千円
	第10回 平成 年 月 日 千円

種 類						
借受者の氏名又は名称			住 所	郡 市	町 村	大字 番地
借 入 金 額	千円	償還期日	第1回	年	月	日 千円
			第2回	年	月	日 千円
			第3回	年	月	日 千円
			第4回	年	月	日 千円
			第5回	年	月	日 千円
			第6回	年	月	日 千円
			第7回	年	月	日 千円
	償 還 期 限	及	第8回	年	月	日 千円
年 月 日	び	第9回	年	月	日 千円	
	償	第10回	年	月	日 千円	
	還	第11回	年	月	日 千円	
	額	第12回	年	月	日 千円	
		第13回	年	月	日 千円	
		第14回	年	月	日 千円	
		第15回	年	月	日 千円	

「平成 年 月 日 を「 年 月 日 に改め、同様式北海道知事 氏 名 様」を「 北海道知事 様 」を
北海道林業改善資金借入証書特約条項第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を

第4号とする。

別記第4号様式北海道林業改善資金借用証書特約条項第4条第3項中「第5号」を「第4号」に改め、同様式を別記第5号様式とし、別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式（第10条関係）

年 月 日

林業改善資金貸付決定通知書

（住 所）

（氏 名） 様

北海道知事 印

年 月 日付けで申請のあった林業改善資金の貸付けについては、北海道林業改善資金貸付規則第10条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

種 類			貸付決定番号	貸 付 金 額	
				千円	
償 還 期 限			年 月 日		
償 還 方	償 還 期 日		金 額	備 考	
	第1回	年 月 日	千円		
	第2回	年 月 日	千円		
	第3回	年 月 日	千円		
	第4回	年 月 日	千円		
	第5回	年 月 日	千円		
	第6回	年 月 日	千円		
	第7回	年 月 日	千円		
	第8回	年 月 日	千円		
	第9回	年 月 日	千円		
	第10回	年 月 日	千円		
	第11回	年 月 日	千円		

法	第12回	年 月 日	千円	
	第13回	年 月 日	千円	
	第14回	年 月 日	千円	
	第15回	年 月 日	千円	
	計		千円	
連帯保証人		ほか 人	担保物件	

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付予定日	年 月 日
----------	-------	---------	-------

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式（第12条関係）

林業改善資金事業完了報告書

北海道知事 様

年 月 日

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名 印

年 月 日付けで借用した林業改善資金については、次のとおり事業を完了したので報告します。

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借受金額
年 月 日	年度 第 号	年 月 日	千円

2 事業実施状況

事業着工日		年月日		事業完了日		年月日		
年月		年月日		年月		年月日		
事業計画				事業実績				
内容	数量	単価	金額	内容	数量	単価	支払金額	領収書番号

		円	円			円	円	
--	--	---	---	--	--	---	---	--

計画と実績 の相違点と その理由	
------------------------	--

- 注 1 「事業計画」の欄は、認定時の計画の概要を記入すること。
2 貸付対象機械、施設名、型式、規格、資材名、数量、単価等詳細に記入すること。
また、領収書の写しを添付すること。

3 資金調達の実績

事業費等 区 分	総 事 業 費	資 金 内 訳		
		林業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
申 請 計 画	千円	千円	千円	千円
実 績	千円	千円	千円	千円

注 借受申請が共同で行われた場合には、個人別明細表を添付すること。

別記第 7 号様式中「平成」を削り、「ついては」の次に「、北海道林業改善資金貸付規則
第13条の規定により」を加え、「北海道知事 氏 名 様」を「北海道知事 様」

「	資 金	種 類	「	種
に、			を	

類

に、

「	第10回	年	月	日	千円	第10回	年	月	日	千円	を
---	------	---	---	---	----	------	---	---	---	----	---

「	第10回	年	月	日	千円	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円	第12回	年	月	日	千円

に

第13回	年	月	日	千円	第13回	年	月	日	千円
第14回	年	月	日	千円	第14回	年	月	日	千円
第15回	年	月	日	千円	第15回	年	月	日	千円

改める。
別記第 8 号様式中「平成」を削り、「ついては」の次に「、北海道林業改善資金貸付規則

第14条の規定により」を加え、	「	資 金	種 類	「	種
				を	

類

に、

「	第10回	年	月	日	千円	第10回	年	月	日	千円	を
---	------	---	---	---	----	------	---	---	---	----	---

「	第10回	年	月	日	千円	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円	第12回	年	月	日	千円
	第13回	年	月	日	千円	第13回	年	月	日	千円
	第14回	年	月	日	千円	第14回	年	月	日	千円
	第15回	年	月	日	千円	第15回	年	月	日	千円

に

- 改める。
- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の北海道林業改良資金貸付規則の規定に基づき貸付けされた林業
改善資金については、なお従前の例による。